

## 平成27年度 霧島市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成27年度霧島市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	(a) 水道事業	47,100 戸
	(b) 簡易水道事業	10,400 戸
	計	57,500 戸
(2) 年間総給水量	(a) 水道事業	13,700,000 m <sup>3</sup>
	(b) 簡易水道事業	3,100,000 m <sup>3</sup>
	計	16,800,000 m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	(a) 水道事業	37,432 m <sup>3</sup>
	(b) 簡易水道事業	8,470 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良工事の概要		
(a) 水道事業		
イ. 配水管布設工事	市道住吉東線	外 9 件
ロ. 配水管布設替工事	県道国分霧島線(福島地区)	外 17 件
ハ. 設備工事	中崎地区中継ポンプ設置工事	外 2 件
(b) 簡易水道事業		
イ. 配水管布設工事	県道犬飼霧島神宮停車場線	
ロ. 配水管布設替工事	霧島ニュータウン地区	外 24 件
ハ. 設備工事	高千穂地区第1ポンプ室フート弁改修	外 1 件

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	水道事業収益	1,877,574	千円
第1項	営 業 収 益	1,810,169	千円
第2項	営 業 外 収 益	67,404	千円
第3項	特 別 利 益	1	千円
第2款	簡易水道事業収益	488,670	千円
第1項	営 業 収 益	358,643	千円
第2項	営 業 外 収 益	130,026	千円
第3項	特 別 利 益	1	千円
	収 入 合 計	2,366,244	千円

		支 出	
第1款	水道事業費用		1,416,091 千円
	第1項 営 業 費 用		1,314,317 千円
	第2項 営 業 外 費 用		100,574 千円
	第3項 特 別 損 失		200 千円
	第4項 予 備 費		1,000 千円
第2款	簡易水道事業費用		545,807 千円
	第1項 営 業 費 用		514,050 千円
	第2項 営 業 外 費 用		31,177 千円
	第3項 特 別 損 失		80 千円
	第4項 予 備 費		500 千円
	支 出 合 計		1,961,898 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,479,146千円は、当年度分損益勘定留保資金864,883千円、建設改良積立金取崩し額526,941千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額87,322千円で補填するものとする。)

		収 入	
第1款	水道事業資本的収入		3,000 千円
	第1項 工 事 負 担 金		3,000 千円
	収 入 合 計		3,000 千円

		支 出	
第1款	水道事業資本的支出		995,563 千円
	第1項 建 設 改 良 費		826,529 千円
	第2項 企 業 債 償 還 金		169,034 千円
第2款	簡易水道事業資本的支出		486,583 千円
	第1項 建 設 改 良 費		375,355 千円
	第2項 企 業 債 償 還 金		111,228 千円
	支 出 合 計		1,482,146 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道事業基本計画策定業務委託	平成27年度から 平成28年度まで	25,000千円

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、40,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 316,859千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 簡易水道事業で借り入れた企業債の償還及び児童手当に要する経費に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は75,485千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、60,000千円と定める。

平成27年2月17日 提出

霧島市長 前田 終 止